

# 大雪山国立公園内スノーモビル等の乗入れ規制調整会議

日 時：平成29年12月13日（水）  
11時00分～  
場 所：上川総合振興局4階展望会議室

## 次 第

- 1 挨拶
- 2 出席者紹介
- 3 議 題
  - (1) 平成28年度シーズンにおけるスノーモビル等乗入れ規制対策の実施結果について
    - ・ 監視飛行の結果報告
    - ・ 監視カメラの結果報告
  - (2) 平成29年度シーズンの対策について
    - ① 規制看板の設置等について
    - ② 合同パトロールについて
    - ③ パトロールの際の対応について
- 4 その他

## 配布資料

- 資料1 スノーモビル等乗入れ規制の実施結果について（平成28年度シーズン）
- 資料2 平成28年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等乗入れ規制普及啓発活動合同パトロール実施結果について
- 資料3 平成28年度 大雪山国立公園等乗り入れ規制地域内監視飛行記録
- 資料4 大雪山国立公園平成27年度監視カメラによるスノーモビル利用実態調査結果
- 資料5 平成28年度スノーモビル等乗入れ規制看板設置場所及び数量
- 資料6 平成29年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等の乗入れ規制普及啓発活動実施要領（案）
- 資料7 パトロールの際の対応について

## 出席者名簿

機関・団体名	部署・役職名	氏名
北海道警察旭川方面本部	生活安全課 生活経済・保安担当 係長	山谷 圭吾
旭川東警察署	生活安全課 生活経済・保安係長	吉本 敦也
富良野警察署	刑事・生活安全係	欠 席
上川総合振興局	保健環境部 環境生活課 主査（山岳環境） 主事 南部森林室 管理係長	佐藤 公一 神谷 一太 北村 正司
上川中部森林管理署	総括森林整備官 地域統括森林官（上川森林事務所） 業務グループ	渡部 信 二階堂 辰也 阿部 青空
上川南部森林管理署	総括事務管理官 事務管理官（管理）	南部 純一 村上 雅典
上川教育局	教育支援課 教育支援係	欠 席
旭川市	環境部 環境政策課 環境保全係	石田 知彦 小林 健太
富良野市	商工観光課 観光係	欠 席
上川町	産業経済課 商工観光グループ 副主幹	鈴木 健市
東川町	産業振興課 商工観光振興室 室長	朝倉 祥貴
美瑛町	経済文化振興課	欠 席
上富良野町	企画商工観光課 主幹 企画商工観光課 主査	角波 光一 石川 雅憲
南富良野町	企画課 商工観光係	欠 席
大雪山国立公園パークボランティア連絡会	会 長	黒田 忠
大雪地区自然公園指導員連絡会	事務局長	山名 賢一
旭川山岳会	副会長	狩野 明美
上川山岳会	会 長	澤崎 新一
東川山岳会		欠 席
富良野山岳会		山名 賢一
美瑛山岳会	理事長	内藤 美佐雄
上富良野十勝岳山岳会		角波 光一
日本スノーモバイル安全普及協会 北海道地方本部	事務局長	丸山 重男
層雲峡ビジターセンター	インタープリター	佐久間 弘
旭岳ビジターセンター		欠 席
【事務局】 上川自然保護官事務所	自然保護官	梶 厚生

## スノーモビル等乗入れ規制の実施結果について（平成28年度シーズン）

## 1. 自然公園法に基づく規制の対象

指 定 区 域	指 定 面 積	条 項
大雪山国立公園特別保護地区	36,807 ha	自然公園法 第21条第3項第10号
大雪山国立公園（特別地域内） 車馬等乗入れ規制地区	96,211 ha	自然公園法 第20条第3項第17号
十勝川源流部原生自然環境保全地域	1,035 ha	自然環境保全法 第17条第1項第15号

## 2. 各取組の実施結果（平成28年度シーズン実績）

## (1) 普及啓発合同パトロールの実施（5ページ：資料2を参照）

平成29年1月22日（日） 2ヶ所で実施 参加者計23名  
 1) 上川町北見峠 参加者11名  
 2) 旭川市東旭川 ペーパンダム市道除雪終点 参加者12名

平成29年3月 5日（日） 3ヶ所で実施 参加者計43名  
 1) 東川町幌倉沼 参加者17名  
 2) 南富良野町東幾寅 参加者12名  
 3) 新得町北新内線（サホロダム奥除雪終点） 参加者14名

## (2) セスナ機による監視飛行を実施（6ページ：資料3を参照）

平成29年3月12日（日） 大雪山西側、大雪山東側各1回  
 平成29年3月20日（月・祝） 大雪山西側、大雪山東側各1回  
 合計4回

※3月12日 ニセイカウシュッペ山北側地域の乗入れ規制区域内又は限りなく近い区域で確認。監視機に気づき下山を開始。

## (3) パトロールの実施

平成29年1月から平成29年4月まで、下記の地域において環境省職員及び請負事業（グリーンワーカー事業）による巡視員でパトロールを実施

＜上川自然保護官事務所＞計22日

上川町北見峠、旭川市東旭川（ペーパン）

＜東川自然保護官事務所＞計28日

旭岳登山口、旭岳源水、幌倉沼、俵真布、原始ヶ原、南富良野奥落合、南富良野北落合、南富良野東幾寅

＜上士幌自然保護官事務所＞計18日

サホロダム、シンノスケ迂回林道、パンケニコロベツ林道、東ヌプカウシヌプリ、五の沢駐車場、然別糠平線

## (4) 看板の設置

平成28年1月中までに規制周知看板21枚、規制区域内看板9枚を設置

**(5) センサーカメラの設置（7ページ～：資料4を参照）**

平成29年1月から平成29年5月まで、旭川市東旭川（ペーパン地区）、上川町北見峠、同高原温泉地区、東川町幌倉沼、美瑛町俵真布、南富良野町東幾寅、新得町北新内線入口及び上士幌町シンノスケ迂回林道の計8箇所にセンサーカメラを設置し、スノーモビル乗り入れ状況を確認した。

**(6) パンフレット等の配布**

パンフレット「スノーモビル等乗入れ禁止・規制地区図」等を関係機関へ配布

日本スノーモビル安全普及協会を通じて協会加盟店舗に同パンフレットを配布

富良野市内及び南富良野町内のスノーモビル販売店及びスノーモビルツアーを企画しているスポーツレジャー情報提供サービス事業者に請負事業（グリーンワーカー事業）が出向き、普及啓発依頼文及び同パンフレットを配布

北見市内の日本スノーモビル安全普及協会非加盟の1店舗を訪問し、同パンフレット等を配布の上説明し普及活動を実施。他オホーツク管内の協会非加盟店5店舗に同パンフレットを郵送配布

**(7) ホームページでの情報提供**

大雪山国立公園連絡協議会のホームページにおいてスノーモビル規制に関する情報提供を継続実施。

<http://www.daisetsuzan.or.jp/protection/snow/>

**3. スノーモビルの違法乗入れの確認状況**

○平成25年度シーズンは、スノーモビル違法乗入れ摘発事案が平成26年3月27日に発生（起訴猶予処分）した。

※平成12年の旭岳での違法乗入れ以降14年ぶり。

○平成26年度シーズンにおいては、上川町から東川町に至る沼ノ平地区において平成27年2月21日に監視飛行により規制区域内の乗入れを確認し、地上班に連絡を取ったが乗入れ車両を特定できず摘発まで至らない事案が1件あった。

（参考・詳細）

- ・セスナ機での監視飛行により沼ノ平西斜面の規制区域内に走行痕を確認（12:30頃）。
- ・痕跡をたどり沼ノ平大沼西側に侵入していたスノーモビル2台を発見、近距離撮影を試み接近したところ、林内に逃走。痕跡からペイパンからの乗入れであることが確認されている。
- ・地上班に連絡し、地上班が乗入れ箇所と思われるペイパンの駐車帯を確認し、下山してきたスノーモビル車両を確認するが、空撮で確認された車両と同じ型式の車両は確認されなかった。

## 【参考】スノーモビルの乗入れ規制に関する法令（抄）

## ○ 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）

## ・ 第 20 条 第 3 項

特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一～十六及び十八 省略

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

## ・ 第 21 条 第 3 項

特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一～九及び十一 省略

十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

## ・ 第 83 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一～二及び四～五 省略

三 第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項又は第 23 条第 3 項の規定に違反した者。

## ○ 自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号） 抜粋

## ・ 第 17 条

原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一～十四及び十六 省略

十五 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

## ・ 第 53 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 省略

平成28年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等乗入れ  
規制普及啓発活動合同パトロール実施結果について

平成29年1月22日（日）

上川町北見峠、旭川市東旭川 ペーパーダム市道除雪終点

平成29年3月5日（日）

東川町幌倉沼、南富良野町東幾寅、新得町北新内線（サホロダム奥除雪終点）

計5箇所の協力者数 合計66名（70名）

普及啓発重点地域別人員

1 上川町北見峠

計 11（16）名

参加機関名	人数	参加機関名	人数
上川中部森林管理署	2名	上川山岳会	1名
網走西部森林管理署	2名	パークボランティア	1名
上川総合振興局	2名	上川自然保護官事務所	2名
上川町	1名		

2 旭川市東旭川 ペーパーダム市道除雪終点

計 12（13）名

参加機関名	人数	参加機関名	人数
旭川東警察署	2名	パークボランティア	7名
上川総合振興局南部森林室	1名	上川自然保護官事務所	1名
旭川市	1名		

3 新得町北新内線入口

計 14（15）名

参加機関名	人数	参加機関名	人数
新得警察署	1名	十勝山岳連盟	2名
十勝総合振興局	1名	新得山岳会	2名
十勝西部森林管理署東大雪支署	1名	日本スノーモビル安全普及協会北海道支部	1名
新得町	1名	パークボランティア	3名
		上士幌自然保護官事務所	2名

4 東川町幌倉沼

計 17（17）名

参加機関名	人数	参加機関名	人数
北海道警察旭川方面本部	1名	東川山岳会	1名
旭川東警察署	1名	美瑛山岳会	1名
東川町	1名	パークボランティア	11名
		東川自然保護官事務所	1名

5 南富良野町東幾寅

計 12（9）名

参加機関名	人数	参加機関名	人数
上川南部森林管理署	3名	富良野山岳会	2名
上川総合振興局	2名	大雪山地区自然公園指導員連絡協議会	1名
南富良野町	1名	パークボランティア	2名
		東川自然保護官事務所	1名

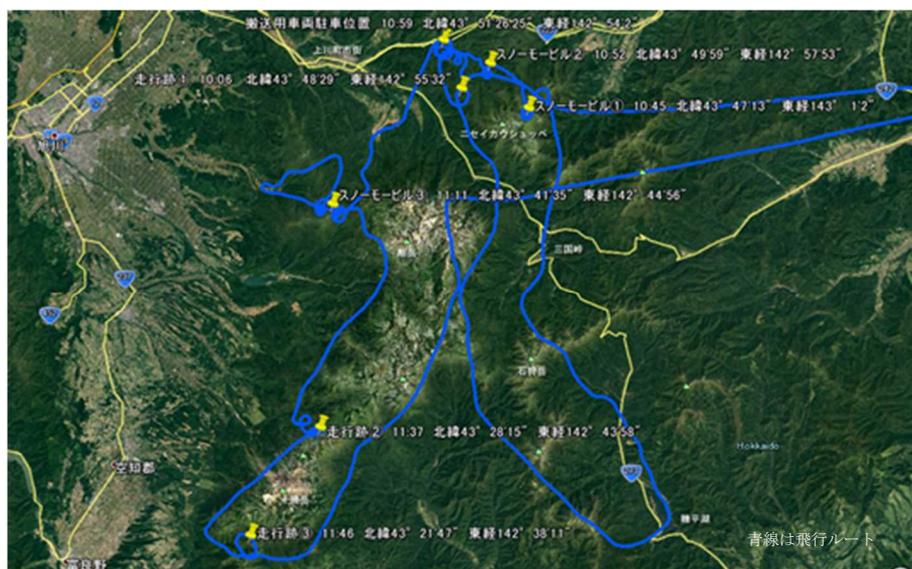
※（ ）は平成28年度の実績



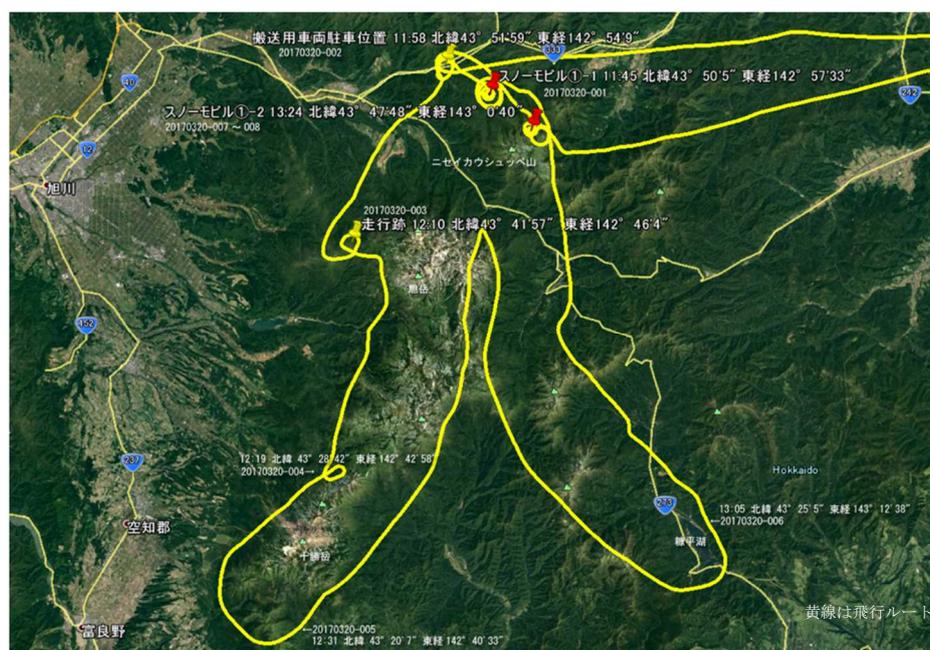
## 平成 28 年度 大雪山国立公園等乗り入れ規制地域内監視飛行記録

○平成 28 年度の大雪山国立公園等乗り入れ規制地域内監視飛行は、平成 29 年 3 月 12 日（日）に大雪山西側 1 回、大雪山東側 1 回、3 月 20 日（月・祝）に大雪山西側 1 回、大雪山東側 1 回の合計 4 回実施した。

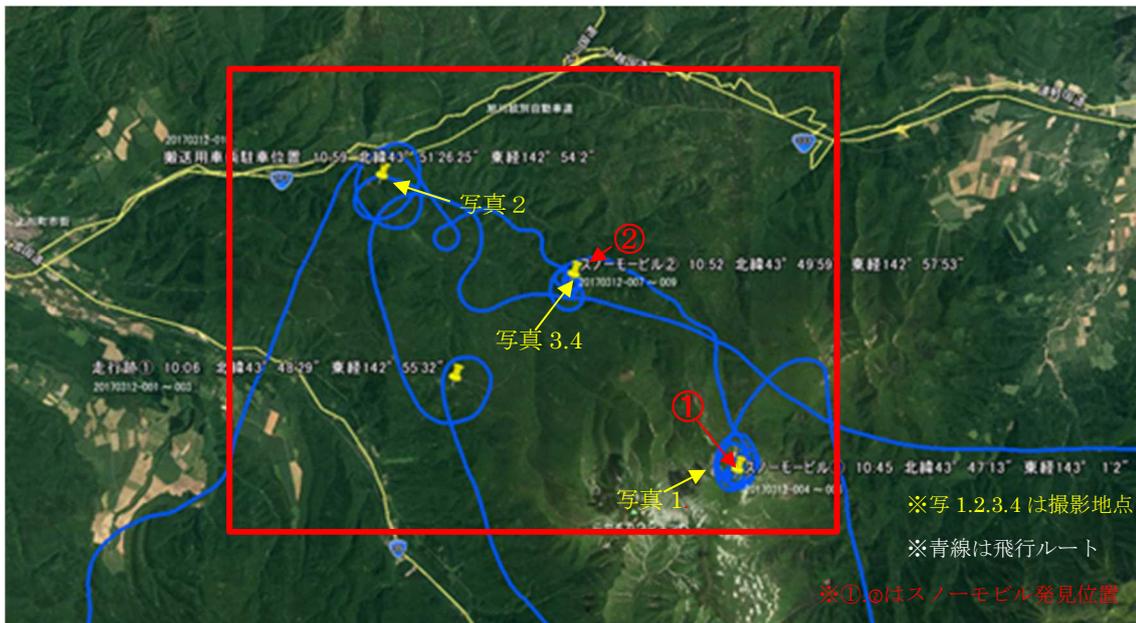
## 平成 29 年 3 月 12 日（日）飛行経路図【第 1 回（大雪山西側）・第 2 回（大雪山東側）】



## 平成 29 年 3 月 20 日（月・祝）飛行経路図【第 3 回（大雪山西側）・第 4 回（大雪山東側）】



## 1. 第1回監視飛行 ニセイカウシュッペ付近

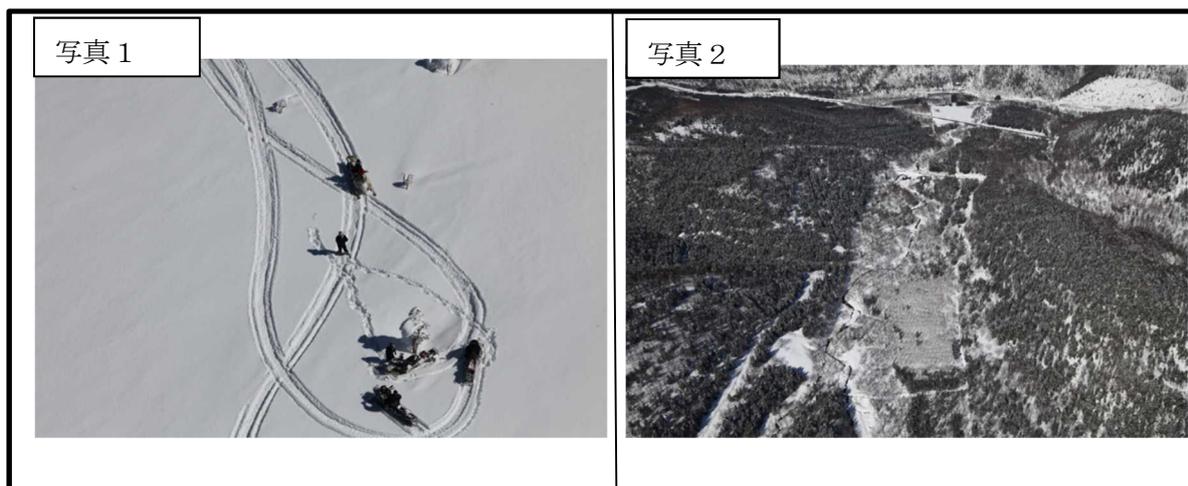


○ニセイカウシュッペ山、比麻良山付近の①の地点において、スノーモビルが4台停車中のところを発見（写真1）。乗り入れ規制区内もしくは限りなく当該区域に近いと判断し、高度を下げて何度か旋回しているうちに、監視機に気づき慌てて下山を開始した。

侵入地点は搬送用車両駐車位置と思われる（写真2）。

また、写真2の地点には搬送車両が15台程度駐車されていた。

ニセイカウシュッペ山（比麻良山付近）乗り入れ状況写真



○②の地点にてスノーモビル8台が停車中しているところを発見（写真3、4）。監視機に気づいたが、乗り入れ禁止地区から離れた場所であったため、移動するなどの行動はなし。侵入地点は①の地点と同じ搬送用車両停車位置と推測される。

②地点の状況写真

写真3



写真4

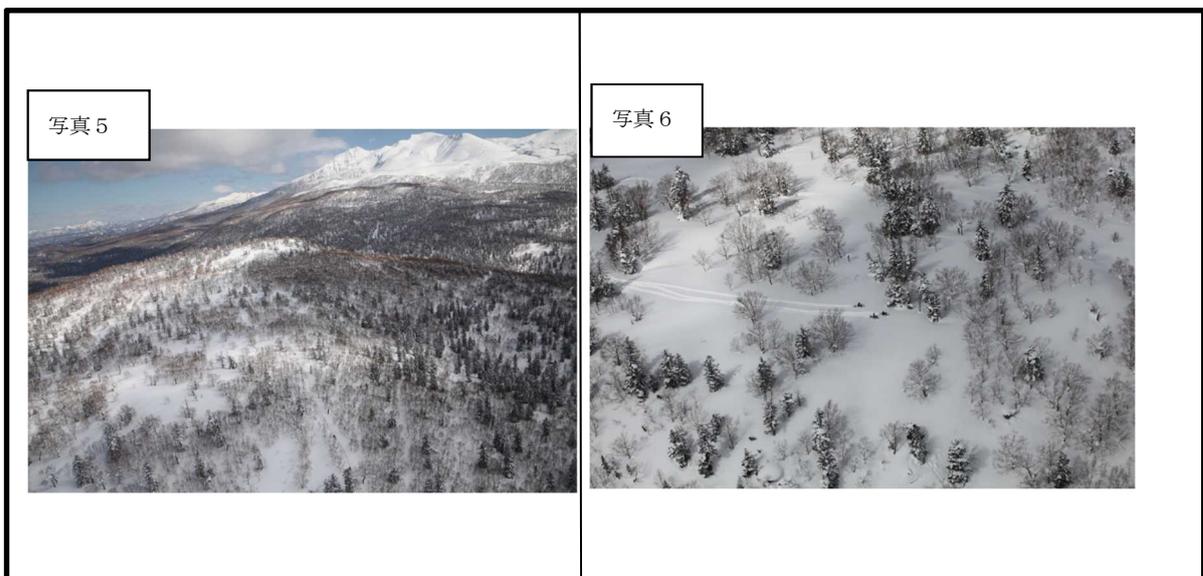


## 2. 第2回監視飛行 本安足山周辺

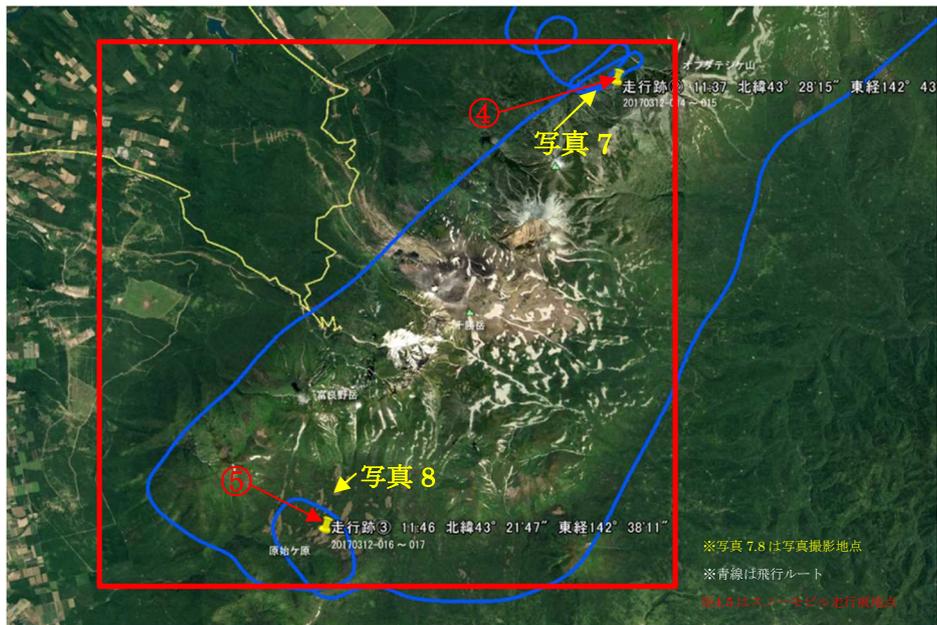


- ③の地点本安足山付近（写真5）にてスノーモビル3台が走行中のところを発見（写真6）。沼の平など、乗り入れ規制地区及び乗り入れ禁止地区に近づく可能性があったため、高度を下げて旋回したが、その後の行動は不明。侵入地点は東旭川ペーパンと思われるが、確認はできなかった。

本安足間付近の乗り入れ状況写真

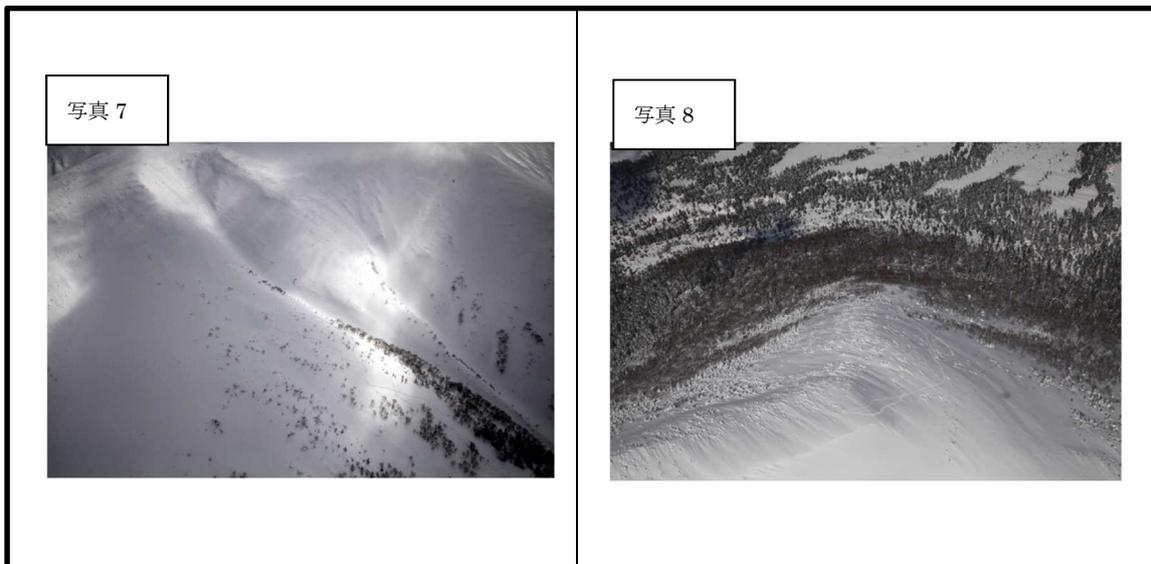


### 3. 第2回監視飛行 オプタテシケ山・原始ヶ原周辺

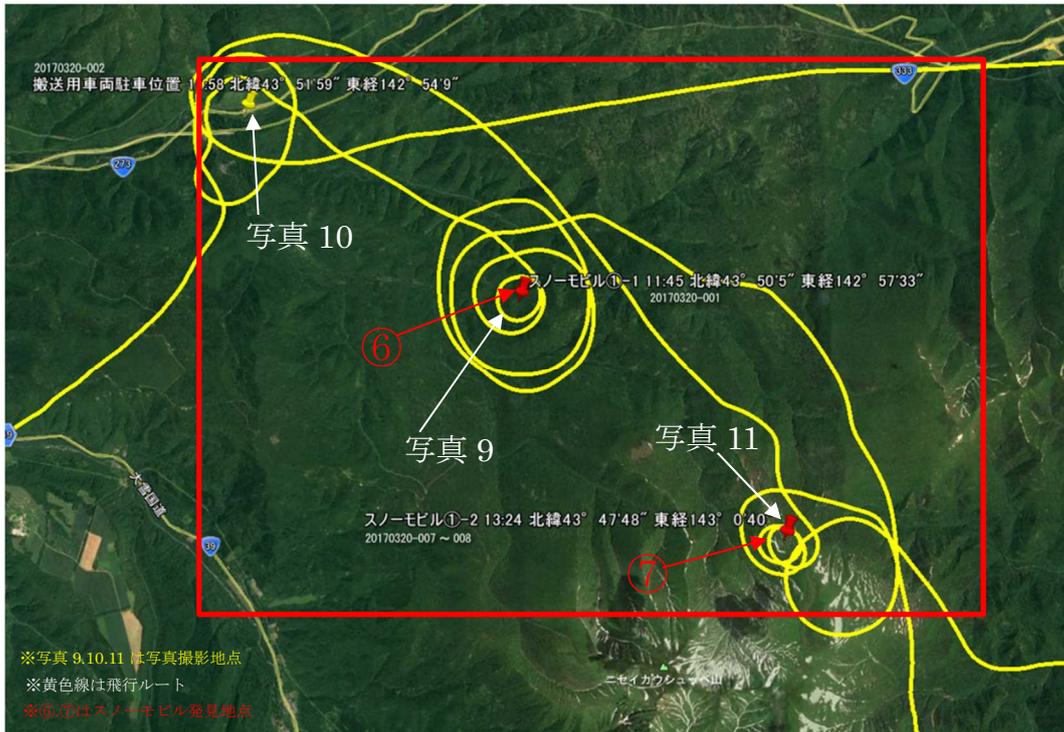


○④の地点オプタテシケ山西斜面(写真7)及び⑤の地点原始ヶ原付近(写真8)では、乗り入れ禁止地区内で、スノーモビルの走行痕又はスキーの跡と思われるものを発見したが、侵入地点については双方とも確認できなかった。

オプタテシケ山西斜面及び原始ヶ原の走行痕状況写真



#### 4. 第3回・第4回監視飛行 ニセイカウシュッペ付近飛行経路



○⑥の地点ニセイカウシュッペ付近にて、走行中の3台のスノーモビルを発見。乗り入れ禁止地区から離れた場所で、監視機に気づいたかは不明だが、時折停車するなどしていた。  
侵入地点は搬送用車両位置（写真10）と推測される。また（写真10）の位置には搬送用車両が3台駐車されていた。

○⑦の地点ニセイカウシュッペ付近にて、⑥と同じスノーモビル3台を再確認（写真11）。乗り入れ禁止地区から約1.5km麓側離れた位置であった。  
同じ場所にしばらく停車していたが、乗り入れ禁止地区側に移動したかは確認できなかった。

写真9



写真10



写真11



## 大雪山国立公園平成 28 年度監視カメラによるスノーモバイル利用実態調査結果

上川自然保護官事務所  
東川自然保護官事務所  
上士幌自然保護官事務所

## 1. 目的

○大雪山国立公園の乗入れ規制区域にスノーモバイルが乗入れようとする場合、その起点になると考えられる地点において、監視カメラにより乗入れの実態や傾向を把握するもの。

## 2. 監視カメラの設置

### (1) 設置場所

○次のとおり、8箇所12台のカメラを設置。位置は図1のとおり。監視カメラは、道路、林道沿いの樹木の幹に監視カメラを括り付けて設置する。

- ①カメラ N0. 1, 2, 3 : 旭川市東旭川 (ペーパン)
- ②カメラ N0. 4, 5 : 上川町北見峠
- ③カメラ N0. 6, 7 : 上川町高原温泉地区
- ④カメラ N0. 8 : 東川町幌倉沼
- ⑤カメラ N0. 9 : 美瑛町字俵真布
- ⑥カメラ N0. 10 : 南富良野町東幾寅
- ⑦カメラ N0. 11 : 新得町北新内線入口
- ⑧カメラ N0. 12 : 上士幌町シンノスケ迂回林道

### (2) 設置期間

○乗り入れが頻繁に行われる2月及び3月を含む、12月又は1月～4月又は5月の期間。詳細は表1のとおり。

### (3) 撮影方法

○動くものに反応する自動撮影式カメラによる。夜間撮影が可能。

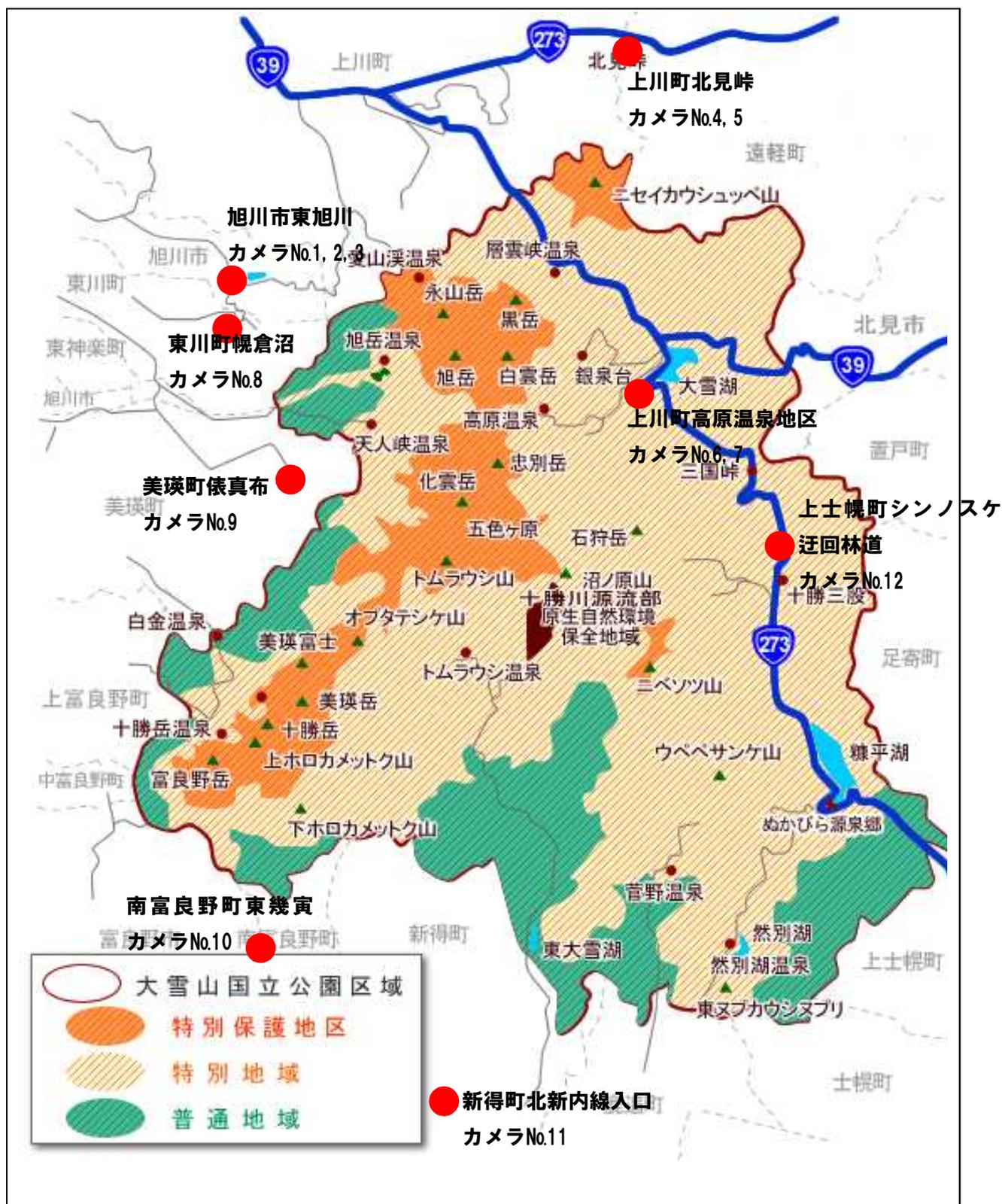


図 1. 平成 27 年度監視カメラ設置位置

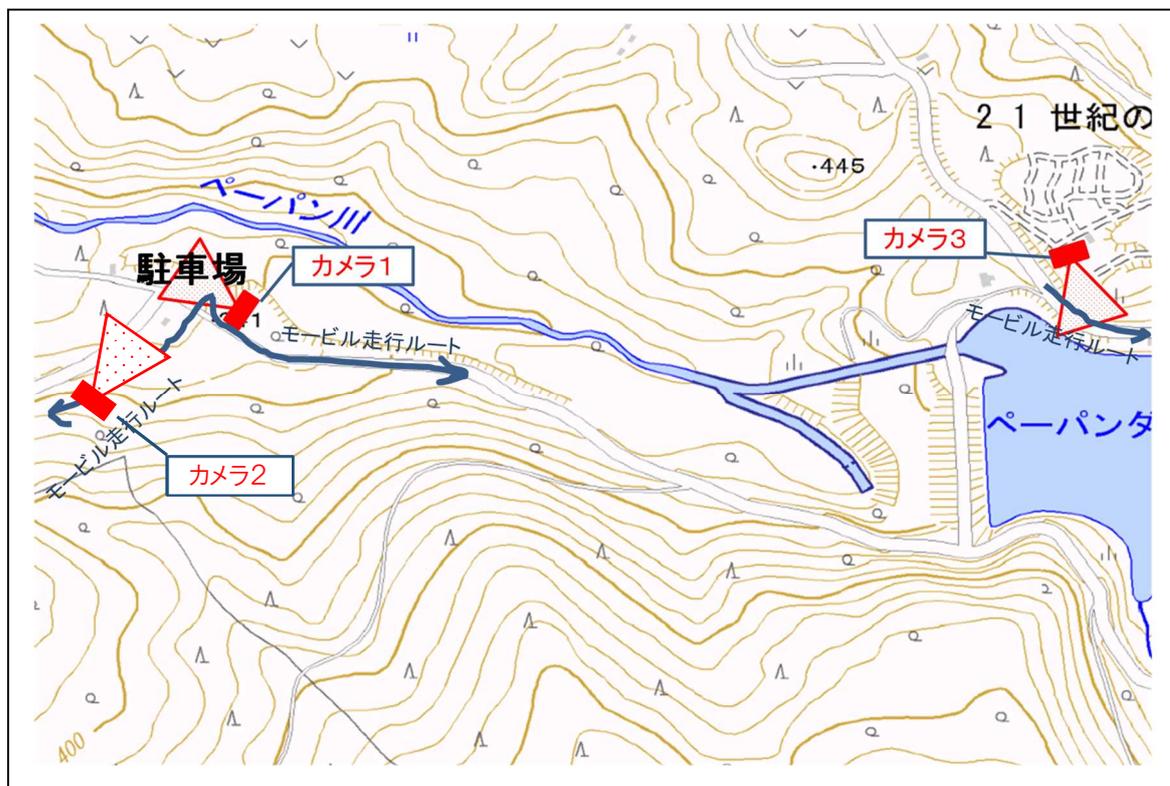
表 1. 平成 28 年度監視カメラ設置状況

カメラ No	場所	期間	日数	備考 (欠測期間等)	担当 自然保護官事務所
1	旭川市東旭川 (ペーパン)	平成 29 年 1 月 13 日(金)～ 平成 29 年 4 月 26 日(水)	104	欠測期間なし。	上川
2	旭川市東旭川 (ペーパン)	平成 29 年 1 月 13 日(金)～ 平成 29 年 4 月 26 日(水)	104	欠測期間なし。	上川
3	旭川市東旭川 (ペーパン)	平成 29 年 1 月 13 日(金)～ 平成 29 年 4 月 26 日(水)	104	欠測期間なし。	上川
4	上川町北見峠	平成 29 年 1 月 13 日(金)～ 平成 29 年 4 月 26 日(水)	104	欠測期間なし。	上川
5	上川町北見峠	平成 29 年 1 月 13 日(金)～ 平成 29 年 4 月 26 日(水)	104	欠測期間なし。	上川
6	上川町高原温泉地区	平成 29 年 1 月 18 日(水)～ 平成 29 年 2 月 7 日(火)	21	欠測期間なし。	上川
7	上川町高原温泉地区	平成 29 年 1 月 18 日(水)～ 平成 29 年 4 月 26 日(水)	99	欠測期間なし。	上川
8	東川町幌倉沼	平成 29 年 2 月 9 日(木)～ 平成 29 年 4 月 21 日(金)	72	欠測期間なし。	東川
9	美瑛町字俵真布	平成 29 年 3 月 10 日(金)～ 平成 29 年 4 月 21 日(金)	44	欠測期間なし。	東川
10	南富良野町東幾寅	平成 29 年 2 月 1 日(水)～ 平成 29 年 3 月 27 日(月)	56	欠測期間なし。	東川
11	新得町北新内線入口	平成 29 年 2 月 21 日(月)～ 平成 29 年 5 月 8 日(月)	76	欠測期間なし。	上士幌
12	上士幌町シンノスケ迂 回林道	平成 29 年 2 月 22 日(火)～ 平成 29 年 5 月 10 日(水)	77	欠測期間なし。	上士幌

### 3. 調査結果

#### (1) 旭川市東旭川（ペーパン）カメラ NO. 1, 2, 3

##### 1) 設置状況



##### 2) 撮影結果

\*監視カメラで撮影された写真番号は記録表の番号と合わせています。

##### 【No. 1 : 駐車帯】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
1	1月13(金)	1	0	1	1	13:05	
2-2	1月15(日)	0	2	15	4	11:11~13:56	
3-1	1月18(水)	1	0	1	1	9:46	

##### 【No. 2 : 走行路】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
2-1	1月15(日)	3	-	8	2	11:35~14:45	
3-2	1月18(水)	1	-	2	0	13:31	

## 【No. 3 : 対岸】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
1	1月13(金)	1	0	3	-	機器不良により 時間エラー	施設作業員
2	1月14(土)	1	0	1	-	機器不良により 時間エラー	施設作業員
3	1月20(金)	1	0	2	-	機器不良により 時間エラー	施設作業員

## 3) 撮影された写真

## 【No. 1 : 駐車帯】 及び 【No. 2 : 走行路】



1 : 1月13日(金) ペーパーカメラNo.1。  
レジャー目的と思われるモビル1台撮影。  
行き先不明。13:05



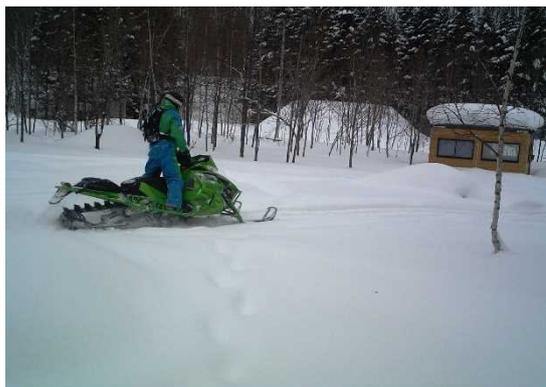
2-1 : 1月15日(日) ペーパーカメラNo.  
2。  
行き先は不明だが、3台撮影。駐車帯での  
撮影と合わせると3台は違うグループと思  
われる In11:35~Out14:45



2-2 : 1月15日(日) ペーパーカメラ  
No.1。  
牽引車2台撮影。11:11から14:56まで撮  
影されてるが、駐車場を出た時間は撮影さ  
れていない。



3-1 : 1月18日(水) ペーパーカメラ  
No.1。撮影は朝のみ。9:46



Ltl Acorn 032°F 000° 01/18/2017 13:31:25

3-2 : 1月18日(水) ペーパーパンカメラ No.2。  
1台撮影。out13:31

【No.3 : ペーパーダム対岸】



Bushnell 021°C 01-01-2012 03:00:28

1 : 1月13日(金) ペーパーパンカメラNo.3。  
施設作業員。



Bushnell 021°C 01-02-2012 02:15:09

2 : 1月14日(土) ペーパーパンカメラNo.3。  
施設作業員。

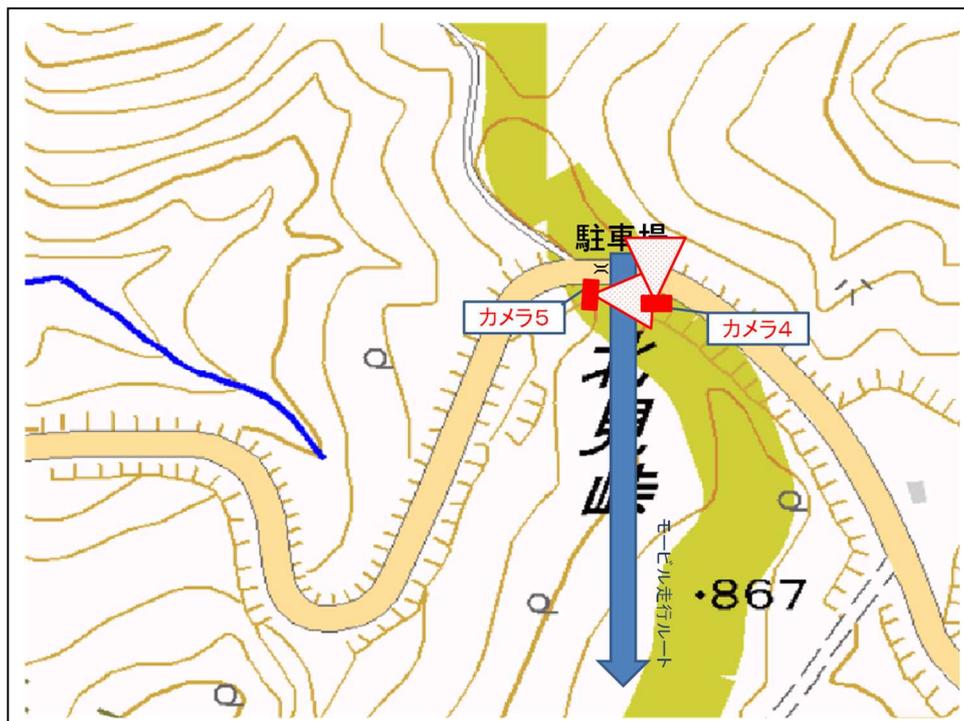


Bushnell 012°C 01-08-2012 02:56:01

1 : 1月20日(金) ペーパーパンカメラNo.3。  
施設作業員。

## (2) 上川町北見峠 カメラ NO. 4, 5

## 1) 設置状況



## 2) 撮影結果

【No. 4：駐車帯】モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
1	2月4日(土)	2	1	6	-		

【No. 5：走行路】モバイルが撮影された日

○スノーモバイルは撮影されなかった。

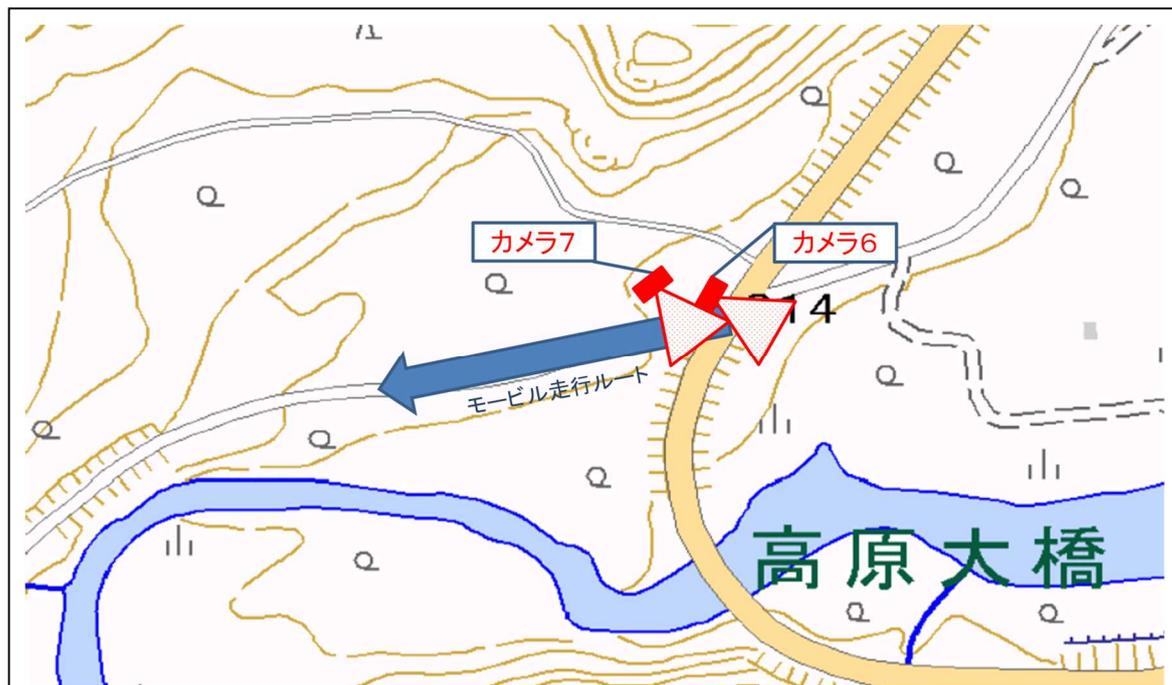
## 3) 撮影された写真

【No. 4：走行路】



## (3) 上川町高原温泉地区 カメラ No. 6, 7

## 1) 設置状況



## 2) 撮影結果

【No. 6 : 走行路】

○スノーモバイルは撮影されなかった。

【No. 7 : 駐車帯】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
1	2月7日(火)	1	-	6	-	13:44~14:44	作業員

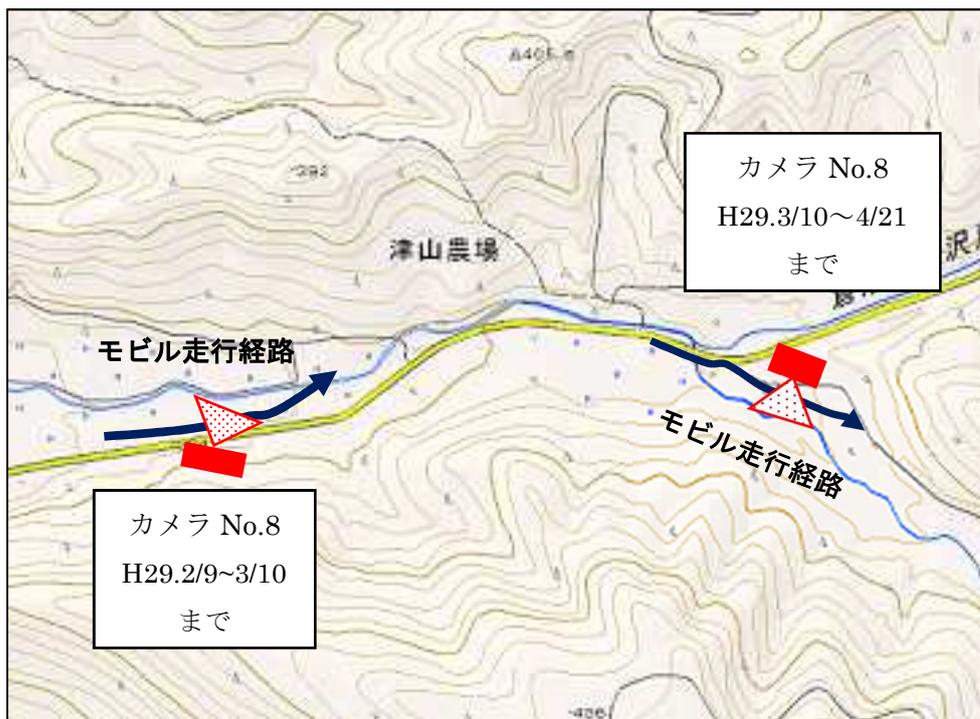
## 3) 撮影された写真



1: 2月7日(土) 高原温泉カメラNo.7  
作業員。

## (4) 東川町幌倉沼 カメラ No. 8

## 1) 設置状況



## 2) 撮影結果

## モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	2月12(日)	2	-	1	1	12:03、13:18	

## 3) 撮影された写真

<p>1: 2月12日(日) 12:03 モバイル本体が撮影されているのはこの一枚。前後に銃を持ち歩く別人が数枚記録されているので、グループでの狩猟目的の乗り入れと思われる。</p>	<p>2: 2月12日(日) 13:18 動画を切り取った画像。銃を持っているため狩猟目的の乗り入れと思われる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

## 4) その他

- 2月11日(土)9:19にカメラを触り揺すっている手が動画で記録されている。
- 2月14日(火)9:33にカメラをのぞき込み、カメラを揺すっている手が動画で記録されている。
- 2月14日(火)9:34にカメラを掴み揺らし、「よくこんな看板立てたな」という声と複数人の笑い声が動画で記録されている。
- 2月25日(土)9:29に真っ黒な画面の静止画が一枚記録されている。2月26日(日)の環境省のパトロール請負業務で「前日(25日)に入ったと思われるスノーモビルのトレースがあった」と記述があるため、カメラを手で押さえ、モビルが撮影されないようにした可能性がある。

(5) 美瑛町字俵真布 カメラ No.9

1) 設置状況

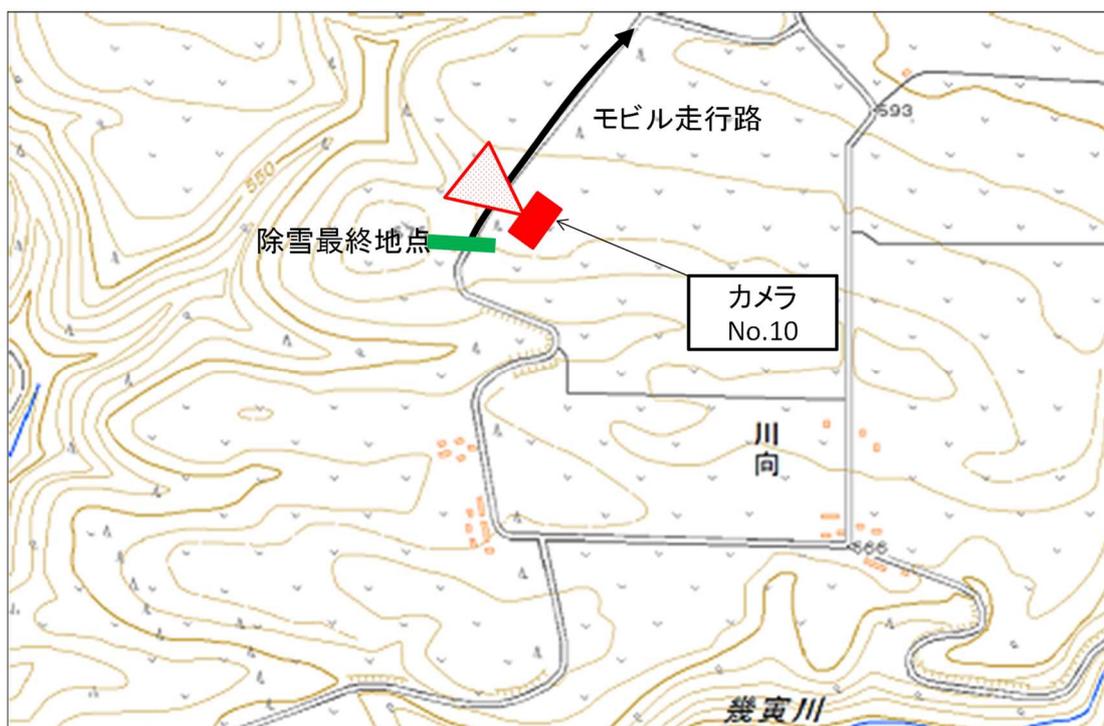


2) 撮影結果

スノーモバイルは撮影されなかった。

## (6) 南富良野町東幾寅 カメラ No. 10

## 1) 設置状況



## 2) 撮影結果

## 【NO. 10】モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	2月5日(日)	3	-	4	-	9:36~14:51	
2	2月8日(水)	2	-	2	-	11:04	
3	2月12日(日)	10	-	28	-	10:34~16:08	
4	2月19日(日)	2	-	4	-	10:47~14:53	
5	2月20日(月)	6	-	21	-	15:37~15:42	
6	2月22日(水)	1	-	1	-	14:24	
7	3月20日(月)	4	-	4	-	16:44	

## 3) 撮影された写真

【NO.10 東幾寅】



1: 2月5日(日)

レジャー目的と思われるグループ 3 台撮影。行き先不明。



2: 2月8日(水)

レジャー目的と思われるグループを 2 台撮影。行き先不明。



3: 2月12日(日)

レジャー目的と思われる 6 台を撮影。行き先不明。装備類から 2/5 に撮影したグループと同一と思われる。



4: 2月19日(日)

レジャー目的と思われる 3 台を記録。装備、車体等から 2/5, 2/12 に撮影したモビラーと同一と思われる。行き先不明。



5: 2月21日(火)

レジャー目的と思われるグループを 6 台撮影。男女混合グループ。ジーンズなどカジュアルな服装をしている。行き先不明。



6: 2月22日(水)

レジャー目的と思われるモビラー 1 台を撮影。



7 : 3 月 20 日 (月・祝)

レジャー目的と思われるグループを 4 台  
撮影。

## (7) 新得町北新内線入口 カメラ NO. 11

## 1) 設置状況



## 2) 撮影結果

## 【NO. 11】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	2月26日(日)	1	-	2	-	11:43~15:37	
2	3月7日(火)	1	-	2	-	8:16~14:51	
3	3月9日(木)	3	-	5	-	9:26~14:40	
4	3月19日(日)	11	10	34	-	8:53~18:30	
5	3月26日(日)	1	1	7	-	9:26~16:15	
6	3月28日(火)	1	1	2	-	10:40~13:11	
7	4月2日(日)	1	1	5	-	7:50~17:33	

## 3) 撮影された写真

## 【No. 1 1 : 北新内線入口】



## (8) 上士幌町シンノスケ迂回林道 カメラ NO. 12

## 1) 設置状況



## 2) 撮影結果

## 【NO. 12】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	3月19日(日)	1	-	3	-	9:51~11:21	
2	3月20日(月)	1	-	3	-	11:21~13:47	

## 3) 撮影された写真

## 【No. 12 : 上士幌町シンノスケ迂回林道】



LtI Acorn R273 ( 037°F 003°C 01/26/2011 22:54:17

LtI Acorn R273 ( 042°F 006°C 01/27/2011 00:24:12

1 : 3月19日(日) 9:51 レジャー風

2 : 3月20日(月) 11:21 レジャー風

## 4. 平成 28 年度のまとめと考察

### (1) 全般的な傾向

- 平成 28 年度の撮影結果をとりまとめると、表 2 のとおり。
- スノーモビルが撮影された時期は、2 月に最も多く (30 台)、次いで 3 月 (23 台)。  
どの箇所も昨年よりは大幅に乗り入れの記録が減少している。  
また、1 月には旭川市東旭川 (ペーパン) 及び上川町北見峠で撮影された台数が多く、3 月には、新得町北新内線入口、上士幌町シンノスケ迂回林道、東旭川 (ペーパン) で撮影された台数が多い。
- スノーモビルが撮影された曜日は、日曜日が最も多い (35 台)。土曜日や祝日は平日と同程度かやや多い程度。

### (2) 各地区の概況

#### 1) 上川地区

- 旭川市東旭川 (ペーパン) では、ペーパンダム北側から乗入れているのではないかとの情報があったことから、平成 27 年度から 1 台設置した (No. 3)。合同パトロールの時に大勢のグループが対岸の 21 世紀の漏りの施設の駐車場に止まっていた。後日施設の人に話を伺い周知してもらおうようお願いしたところ、国立公園内の乗り入れには規制がある旨周知していただいているとのこと。
- 普及啓発や監視カメラ設置の効果なのか、ペーパン地区も北見峠でも乗り入れの確認数が極端に少なくなった。

#### 2) 東川地区

- 幌倉沼はスノーモビルが 2 台記録されたが、銃を持っていることから、レジャーではなく狩猟目的での乗り入れと推測できる。
- 2 月 11 日(土)、2 月 14 日(火)に何者かがカメラに触っている手やのぞき込みカメラを揺する動画が記録されている。また、2 月 14 日(火)には自立式看板を見たらしい何者かが「よくこんな看板立てたな」と言う声と複数人の笑い声とカメラを揺する動画が記録されている。
- 東幾寅は週末には同一のレジャーグループの乗り入れを複数回記録しているが、走行範囲は不明。2 月 21 日(火)には男女グループが記録されているが、ジーンズを履いていたり、ヘルメットがスノーモビル用ではなく、一般レジャー用のヘルメットを着用しリュックサックを背負っていることから冬のアクティビティを体験しに来た観光客が運転しているようにも見える (アジア人観光客か?)。東幾寅は週末だけでなく、平日にもレジャー用目的の乗り入れがある。

#### 3) 上士幌地区

- 上士幌町シンノスケ迂回林道については、平成 28 年夏の大雨による林道被害

が影響したと考えられ、わずかな乗り入れであった。同一の車体について行き帰りの両方で撮影できた画像はないが、センサーの反応時刻に基づくと、滞在時間は約 2 時間と昨シーズンより短かった。

- 一方、新得町北新内線においては、シーズン中に 19 台の乗り入れがあった。同一の車体について行き帰りの両方を撮影できた例は 3 月 19 日(日)に 2 台あり、滞在時間は約 6 時間であった。乗り入れ台数と滞在時間に昨シーズンから大きな変化はなかった。

### (3) 今後の対処

- 上川管内においては、スノーモビルの積み卸し箇所の監視は、利用動向を把握できるため、旭川市東旭川（ペーパン）、上川町北見峠及び高原温泉における監視カメラ設置を継続する。昨年度の監視カメラでの記録を見る限りペーパン地区、北見峠地区とも規制区域方面への乗り入れの記録が減っているが、引きつづき様子を見るためにカメラと巡視と合わせてパトロールを強化する。
- 美瑛町俵真布に関しては監視カメラや環境省によるパトロールの請負業務で接触した乗り入れ者は狩猟だけであった。パトロール時に狩猟者から聞き取った情報によると、「レジャー目的のモビラーは環境省のパトロールがうるさいため、鷹栖に移動した」と言っている情報がある。ただし、過去に扇沼山まで乗り入れをしている記録があるため今後も継続して監視が必要である。
- 東川町幌倉沼もカメラでの記録は少ないが、カメラの向きとは反対方向から乗り入れたりする可能性が考えられる。また、カメラに触ったり、外そうとする様子が見受けられ、同じ者が本年度カメラを避けて行動することも考えられる。カメラによる記録の減少が乗入れそのものの減少を意味する訳ではないことが十分考えられるため、今後もパトロールによる注意喚起とカメラでの監視は継続する。
- 東幾寅は大麓山・下ホロカメットク方面に乗り入れが出来るため、今後も乗入れの把握と監視が必要である。純粋なモビラーだけでなく、観光客と思われるグループや平日の乗り入れもあることから、カメラでの監視とパトロールの普及家発を引き続き行う。
- 上士幌管内においては、新得町北新内線、上士幌町シンノスケ迂回林道においてカメラによる監視を継続する。シンノスケ迂回林道では、昨シーズンは極端に乗り入れが減少したが、再び乗り入れの増大や新たな乗り入れ箇所の展開などがないか動向を注視していく。
- 北新内線では、公園区域内まで到達しているのか、道路外の走行が行われているのか等、実態が不明な点が多いことから、昨シーズンは走行跡の追跡等による実態の把握が必要であったとしたが、公園区域まで 20km を超える距離の長さから実施できていない。車体の通過後の撮影と思われる作動があり、カメラの設置場所や設定の工夫が必要である。

表 2. 平成 28 年度監視カメラ撮影結果

カメラ No	場所	期間	日数	撮影結果															牽引車 台数
				モバイル 台数	モバイル 月別内訳					モバイル 曜日別内訳									
					12 月	1月	2月	3月	4月	5月	月	火	水	木	金	土	日	祝	
1	旭川市東旭川(ペーパン)	1/13～ 4/26	104	2	-	2	0	0	0	-	0	0	1	0	1	0	0	0	2
2	旭川市東旭川(ペーパン)	1/13～ 4/26	104	4	-	4	0	0	0	-	0	0	1	0	0	0	3	0	0
3	旭川市東旭川(ペーパン)	1/13～ 4/26	104	*3	-	*3	0	0	0	-	0	0	0	0	*2	*1	0	0	0
4	上川町北見峠	1/13～ 4/26	104	2	-	0	2	0	0	-	0	0	0	0	0	2	0	0	1
5	上川町北見峠	1/13～ 4/26	104	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	上川町高原温泉地区	1/18～ 2/7	21	0	-	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	上川町高原温泉地区	1/18～ 4/26	99	*1	-	0	*1	0	0	0	0	*1	0	0	0	0	0	0	0
8	東川町幌倉沼	2/9～ 4/21	72	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
9	美瑛町字俵真布	3/10～ 4/20	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	南富良野町東幾寅	2/1～ 3/27	56	28	0	0	24	4	0	0	6	0	3	0	0	0	15	4	0
11	新得町北新内線入口	2/21～5/8	76	19	-	-	1	17	1	0	0	2	0	3	0	0	14	0	13
12	上士幌町シンノスケ迂回林道	2/22～5/10	77	2	-	-	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	-
合計				63	0	9	30	23	1	0	0	1	5	3	3	3	35	5	16

※月～金曜日のうち祝祭日に該当する日は、「月」～「金」にはカウントせず、「祝」のみにカウントした。

※\*印がついている数は作業員と思われるスノーモバイル





## 平成29年度スノーモビル等乗入れ規制看板設置場所及び数量

平成29年12月中旬までに下表の黒字のとおり看板を設置済み  
(赤字は設置予定箇所及び予定枚数)

## 上川自然保護官事務所管内

番号	設置場所	規制周知看板	規制区域内看板	備考
1	高原温泉町道入口	1 枚		センサーカメラ
2	天幕沢林道入口	1 枚		
3	銀泉台道道入口	1 枚		
4	アングス牧場道有林界	1 枚		
5	愛山溪地区道道ゲート	1 枚		
6	愛山溪地区規制界	1 枚		
7	愛山溪温泉		1 枚	
8	安足間林道入口	—	—	林道崩壊のため設置できず
9	愛山米飯林道(旭川峠)	—	—	林道崩壊のため設置できず
10	ペーパン地区・町道終点	1 枚		センサーカメラ
11	ペーパン地区・二十一世紀の森	1 枚		
12	ペーパン地区・温泉先	1 枚		
13	古川砂金越林道入口(日東)	1 枚		
14	古川砂金越林道入口(中越)	1 枚		
15	北見峠	1 枚		センサーカメラ
	計	12枚(1)	1 枚	

## 東川自然保護官事務所管内

番号	設置場所	規制周知看板	規制区域内看板	備考
16	旭岳温泉		1 枚	
17	北落合町道終点	1 枚		
18	東幾寅	1 枚		センサーカメラ
19	原始ヶ原町道分岐点	1 枚		
20	幌倉沼	1 枚		センサーカメラ
21	俵真布	1 枚		センサーカメラ
	計	5枚(2)	1 枚	

## 上士幌自然保護官事務所管内

番号	設置場所	規制周知看板	規制区域内看板	備考
22	シンノスケ迂回林道入口	1 枚		センサーカメラ
23	然別糠平線糠平側入口	1 枚		
24	サホロダム除雪終点	1 枚		センサーカメラ
25	パンケニコロベツ林道分岐	1 枚		
26	ポントムラウシ林道入口	1 枚		
27	シートカチ林道入口	1 枚		
28	然別峡線規制区域界	1 枚		
	計	7 枚	0 枚	

注) ○規制周知看板…冬期交通止め地点(道道・町道ゲート付近)、乗入れ規制区域境界、乗入れ規制区域内等に設置

○規制区域内看板…乗入れ規制区域内に設置

○センサーカメラ…動作物を感知して自動的に撮影を行うカメラの設置予定箇所

【規制周知看板】



【規制区域内看板】



## 平成29年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等の 乗入れ規制普及啓発活動実施要領（案）

### 1. 目的

大雪山国立公園の特別保護地区、車馬乗り入れ規制地区並びに十勝川源流部原生自然環境保全地域では、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、スノーモビルなどの使用が規制されているが、相変わらず乗入れが報告されている。

このため、関係機関等と連携した広範な啓発活動を行い、無秩序なスノーモビルなどの乗入れを防止することを目的とする。

### 2. 普及啓発活動概要

- (1) スノーモビルの乗入れの跡等が見受けられる場所で、関係機関等の協力を得ながら、チラシ配布等を行い、普及啓発活動を実施する。
- (2) 乗入れの懸念が特に高い地区を重点地域とする。重点活動日を定め、重点地域において普及啓発活動を実施する。
- (3) 重点地域を中心として、スノーモビル動線上にセンサーカメラを設置し、利用実態のモニタリングを実施し、普及啓発活動に活用する。
- (4) 関係機関の協力を得ながら、上空からの監視とあわせて普及啓発活動を行う（環境省グリーンワーカー事業での、セスナ機による監視飛行は3回程度実施の予定、その他日程においても現地に監視員を配置）。

### 3. 重点地域

平成29年度の重点地域は、次のとおりとする。

- (1) 上川町北見峠
- (2) 旭川市東旭川（ペーパンダム）
- (3) 新得町北新内線入口
- (4) 東川町幌倉沼
- (5) 南富良野町東幾寅

### 4. 重点活動日

次の日を重点活動日とし、合同パトロールを実施する。

- ・平成30年1月21日（日）上川町北見峠、旭川市東旭川（ペーパンダム）
- ・平成30年2月18日（日）東川町幌倉沼、南富良野町東幾寅
- ・平成30年3月4日（日）新得町北新内線入口

※重点活動日の前後の期間に、自然保護官事務所及び大雪山国立公園パークボランティアで重点地域における普及啓発活動を行う。



## パトロールの際の対応について

## 1. パトロール等で走行跡等を確認した場合の対応

- パトロール等によって乗入れ規制区域内での走行又は走行跡を確認した場合は、車両やルートの確認・特定等情報収集を行う。
- 悪質な場合は、刑事告発も視野必要に応じて、警察へ連絡する。

## 2. 監視飛行時の対応

- 監視飛行実施日に監視員を入山口などに待機させる。
- 監視飛行によって規制区域内での走行又は走行跡を確認した場合、環境省職員は、走行（または走行痕）の位置・時刻・追跡状況・その写真等資料及び現地監視体制での入下山・駐車車両等記録の資料を照らし合わせ、状況確認を行い、必要に応じて警察へ資料の提供・通報する。

## &lt;体制&gt;

